

<p>【食品添加物関係】</p> <p>(1) コーデックス食品添加物一般基準(GSFA)の前文の改定案がステップ8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix V) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(2) GSFAの使用基準案及び使用基準原案が、それぞれステップ8及び5/8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X 1) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(3) 食品添加物の国際番号システムの改訂原案がステップ5/8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix VI) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(4) 第65回JECFA会議で検討された食品添加物の成分及び純度規格がステップ5/8として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X VII) → 第29回CAC総会で採択。</p> <p>(5) 食品添加物のコードックス機能名称及び国際番号システム(CAC/GL36-2003)の改訂原案がステップ5として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X V) → 第29回CAC総会で採択。</p>	<p>【食品添加物関係】</p> <p>(1) 個別食品規格とGSFAの食品分類力テゴリーが一対一の対応をする食品規格の添加物使用規定をGSFAに組み込むこと、又その際に個別食品規格の添加物規定と一致するGSFAの基準値を廃止することを合意。 (ALINORM 06/29/12, Appendix VII)</p> <p>(2) 個別食品規格の添加物規定をGSFAに組み込む際には、GSFAの「表3」の一般規定がそれらの食品分類カテゴリーと規格食品に適用されないように、「表3」の別表を改訂することを合意。 (ALINORM 06/29/12, Appendix VIII)</p> <p>(3) 個別食品規格とGSFAの食品分類力テゴリーが一対一の対応をする食品規格の添加物使用規定リストを対応する食品分類カテゴリーの添加物規定を参照することをCAC総会に提案することを合意。 (ALINORM 06/29/12, Appendix IX)</p> <p>(4) 個別食品部会が、今後、それらの食品規格に新たな添加物を追加したり、使用規定を改定する場合は、CCFAにGSFA前文の3.2項に合致した添加物の技術的必要性を提供する必要があることを総会に</p>	<p>食品添加物 食品衛生法 第二章 食品及び添加物 第五章 食品添加物公定書 ・食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日、厚生省告示第370号) ・既存添加物名簿(平成08年04月16日、厚生省告示第120号) ・消除予定添加物名簿に関する省令(平成07年08月10日、厚生省令第50号)</p> <p>汚染物質 食品衛生法 第5条、第6条</p>	

	<p>おけるアフラトキシン汚染の防止及び低減のための追加測定」の原案がステップ 5/8 として合意。→第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(7) 魚類における鉛の最大基準値案がステップ 8 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X IV) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(8) 海産二枚貝（カキ及びホタテを除く）及び軟体動物（内臓を除く）及び精米におけるカドミウムの最大基準値がステップ 8 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X V) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(9) 「食品及び資料におけるダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案」がステップ 5/8 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X VI) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(10) 「国際貿易のための核又は放射能汚染による食品中の放射性核種のガイドラインレベル」の改訂原案がステップ 5/8 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X I) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(11) 加工アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの提案。</p> <p>(5) GSFA の食品分類カテゴリと個別食品規格が一対複数に対応する食品カテゴリーの添加物使用基準を作成するための討議文書を作成する電子作業グループを設置することを合意。</p> <p>(6) <i>Tagete serecta L</i> 由來のルテイン (INS161b(i)) 及びジーザンチン (INS161h) をステップ 4 及びアスペルテムニアセサルフェム塩 (INS962) をステップ 3 として GSFA の添加物使用基準に加えること、過酸化酸抗菌溶液を抗菌剤後にして加工助剤リスト (IPA) に追加することを合意。</p> <p>(7) 加工助剤のガイドライン及び原則に関する討議文書を作成する電子作業グループの設置及びニュージーランドが IPA の最新改訂版を準備することが合意。</p> <p>【汚染物質関係】</p> <p>(8) 木の実におけるアフラトキシンの最大基準値に関する討議文書の結論が出るまで、サンプリング計画原案をステップ 4 にとどめることに合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X X I)</p> <p>(9) 加工木の実におけるアフラトキシンレベルに関する討議資料を拡充するための電子作業グループを設置する</p>
--	---

		<p>最大基準値の原案がステップ 5 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X XII) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p> <p>(12) 缶詰食品及び缶飲料におけるスズの最大基準値の原案がステップ 8 として合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X XVIII) → 第 29 回 CAC 総会で採択。</p>	<p>ことを合意。</p> <p>(10) デオキシニバレノール (DON) に関する討議文書を改訂するための電子作業グループを再設置することを合意。</p> <p>(11) コーヒー及びココアにおけるオクラトキシン A (OTA) に関する、それぞれの討議文書を作成するための、2 つの電子作業グループを設置することを合意。</p> <p>(12) 酸加水分解タンパク (HVP) 製造過程及び HVP を含む製品におけるクロロプロパンノールの低減のための実施規範原案は、電子作業グループにより見直しを受けたためにステップ 2 に差し戻されることを合意。</p> <p>(13) HVP を含む液体調味料における 3-MCPD の最大基準値原案をステップ 4 に差し置き、酸-HVP を含む製品及びクロロプロパンノールを含むその他の製品に関する電子作業グループを再設置することを合意。(ALINORM 06/29/12, Appendix X XVII)</p> <p>(14) 魚類中のメチル水銀のリスクミニケーションに関する議論は、コーテックスにおける本件の総合討論ができるようになるまで延期することに合意。</p> <p>(15) 次回会における食 品添加物、汚染物質及び天然毒</p>
--	--	---	---

		<p>性物質に関する討議のための優先順位リストの追加及び訂正を提案することを合意。</p> <p>(ALINORM 06/29/12, Appendix XXX II)</p> <p>(16) GSFA の食品分類力 テゴリーシステムを改訂するための討議文書を作成する電子作業グループを設置することが合意。</p>	
食品衛生		<p>(1) 食品衛生一般原則取扱い規範</p> <p>(2) 危害分析・重要管理点方式(HACCP)の適用</p> <p>(3) 乳及び乳製品に関する衛生的取扱い規範案</p>	<p>(1) 部会の作業管理に関するディスカッショナーペーパー</p> <p>一</p> <p>(2) 乳幼児用食品に関する国際的な衛生規範の改定原案</p> <p>(3) 食品中の <i>Listeria monocytogenes</i>における食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン案</p> <p>(4) 微生物学的リスクの実施に関する原則及びガイドライン案</p>
食品表示		<p>(1) 包装食品の表示に関する一般規格</p> <p>(2) 食品添加物(販売用)の表示に関する一般規格</p> <p>(3) 包装特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格</p> <p>(4) 強調表示に関する一般ガイドライン</p> <p>(5) 栄養表示に関するガイド</p>	<p>(1) バイオテクノロジー由来食品及び食品成分の表示</p> <p>(2) 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関する勧告</p> <p>(3) 包装食品の表示に関する一般規格修正案:量的原材料表示</p> <p>(4) 広告に関する検討(Discussion Paper)</p> <p>(5) トランスクルマ脂肪酸に関する</p>
			<p>・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年05月08日、法律第59号)</p> <p>・食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針(平成10年07月01日、厚生省／農林水産省／告示第1号)</p> <p>・食品衛生法 第15条～18条</p> <p>・食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年08月29日、厚生労働省告示第301号)</p> <p>・食品衛生法第二十五条第一項の検査の方法及び合格の基準(昭和47年08月30日、厚生省告示第286号)</p> <p>・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号)</p> <p>・加工食品品質表示基準(H12.3.31 農林水産省告示第513号)</p> <p>・生鮮食品品質表示基準(H12.3.31 農林水産省告示第514号)</p> <p>・特別栽培農産物に係る表示ガ</p>

			・栄養表示基準(平成15年04月24日、厚生労働省告示第176号)	イドライン(平成4年10月1日)
(6) ライン 栄養強調表示に関するガイ ドライン (7) 用語‘ハラル’表示に関するガイ ドライン (8) 有機食品の生産、加工、表 示及び流通に関するガイ ドライン→付属書に ては一部継続審議中 (9) 健康及び栄養強調表示の 使用に関するガイドライ ン→(6)を合併している	(6) コーデックス規格案にお ける表示事項の検討 (7) FAO 及び WHO からの付 託事項：食事、運動及び健 康に関する世界的な戦略 の実施について	(6) 検討 コーデックス規格案にお ける表示事項の検討 (7) 託事項：食事、運動及び健 康に関する世界的な戦略 の実施について	・栄養表示基準(平成15年04月24日、厚生労働省告示第176号)	イドライン(平成4年10月1日)
分析・サンプリング法	(1) 砂糖類分析法 (2) 食用油脂分析法 (3) オリーブ油の CODEX 規 格における分析法 (4) 綿実油試験 (5) 茶油試験 (6) ごま油試験 (7) 紫外線比吸光の測定 (8) 石鹼試験 (9) エビ缶詰の CODEX 規格 における分析法 (10)急速冷凍果実・野菜の解凍 方法 (11)急速冷凍果実・野菜の調理 方法 (12)急速冷凍果実・野菜の正味 重量の測定 (13)加工果実・野菜分析法：第 1集 (14)急速冷凍魚類の解凍及び 調理方法 (15)グレーズされた製品の正 味重量の測定—急速冷凍 魚類 (16)包装食品のサンプリング	(1) 受入可能な分析法の評価 基準に関するガイドライ ン (2) 分析結果の違いによる紛 争の解決に関するガイド ライン原案 (3) バイオテクノロジー応用 食品の検出と同定に関する基準 試験法についての基準 (4) ダイオキシン類及び類似 PCB類の定量分析法 (5) サンプリングの不確かさ	食品衛生法 第25条 食品衛生法 第31条～47条	食品衛生法 第25条 食品衛生法 第31条～47条

	<p>法 (AQL6.5)</p> <p>(17)急速冷凍果実の全可溶性固形分含量の測定</p> <p>(18)加工果実・野菜分析法：第2集</p> <p>(19)加工果実・野菜分析法：第3集</p> <p>(20)分析測定における回収率の IUPAC ガイドライン（24thCAC で採択 ALINORM 01/23, Appendix III）</p> <p>(21)照射食品の検出に関する一般的方法 (24thCAC で採択 ALINORM 01/23, Appendix IV, Part III)</p> <p>(22)単一試験所における分析法妥当性確認に関する IUPAC ガイドライン (26thCAC で採択 ALINORM 03/23, Appendix IV, Part III)</p> <p>(23)照射食品の検出に関する一般的方法 (26thCAC で採択 ALINORM 03/23, Appendix III, Part F)</p> <p>(24)添加物及び汚染物質のための一般的な分析方法 (26thCAC で採択 ALINORM 03/23, Appendix III, Part F)</p> <p>(25)サンプリング一般ガイドライン (27thCAC で採択 ALINORM 04/23/41, Appendix III, Part I)</p> <p>測定の不確かさに関するガイドライン (27thCAC で採択 ALINORM 04/27/41, Appendix III, Part I)</p>
--	---

		食品衛生法 第23条
食品輸出入検査証明システム	<p>(1) 食品輸出入検査認証に関する原則 する食品輸出入検査認証システムのデザイン、実施、評価及び認可に関するガイドライン</p> <p>(2) 食品輸出入検査認証システムの同等性評価に関するガイドライン</p> <p>(3) 食品輸出入検査認証システムに関するガイドラインの進展に関するガイドライン</p> <p>(4) 食品管理危機状況に関する情報交換のガイドライン</p> <p>(5) 輸入食品の不格食品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン</p> <p>(6) 一般的な公式證明書の様式及び証明書の作成と発行に関するガイドライン</p> <p>(7) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン</p>	<p>(1) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案</p> <p>(2) リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン原案</p> <p>(3) 食品輸出入検査・認証制度におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)の適用のための原則原案</p> <p>(4) 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書「輸出入国間での技術的援助と協力の必要性に関する情報」の作成について</p>
栄養・特殊用途食品	<p>(1) 低ナトリウム特殊食品(食塩代替品を含む)</p> <p>(2) グルテンを含まない食品</p> <p>(3) 特殊用途食品の表示及び強調表示</p> <p>(4) 乳児用調整乳</p> <p>(5) 容器包装詰(CANNDED)乳幼児用食品</p> <p>(6) フォローアップフォーミュラ</p> <p>(7) 乳児及び年少幼児用の穀類を主原料とする食品</p> <p>(8) 特殊医療用食品の表示及び強調表示</p> <p>(9) 体重制御用調整食品</p>	<p>(1) 栄養強調表示の仕様に関するガイドライン案(食物繊維の規格基準及び使用基準、ステップ7)</p> <p>(2) NRVs(Nutrient Reference Values)の追加又は改訂の提案に関する討議資料</p> <p>(3) 乳児及び年少幼児用の穀類を主原料とする食品の規格改正案(ステップ7)</p> <p>(4) a)乳児用調整乳の規格改正案:セクションA(ステップ7)、b)セクションB:乳児用特殊医療用調整</p>

	(10) 体重減少用超低カロリー 食品 (11) 食品用食塩 (12) ビタミン・ミネラルフード サプリメントのガイド イン (13) 乳児及び年少幼児用の製 類を主原料とする食品の 規格改正案 (2005/06)	乳の規格改正案 (ステップ 4) (5) 乳児及び年少幼児用特殊 用途食品に使用される Nu trient Compounds の推奨 リストの改訂に関する検 討 (ステップ 4) (6) 健康強調表示の科学的根 拠に関する勧告案 (ステッ プ 4) (7) 栄養・特殊用途食品部会に 適用されるリスク分析の 作業原則に関する討議資 料 (8) その他の事項及び今後の 活動	● WHO 食事、運動と健康に 関する世界戦略 (Global Strategy on Diet, Physi cal Activity and Healt h, DPAS) の実行計画案 ● グルテンフリー食品の改 正企画案 ● 食品への必須栄養素の添 加に関するコーデックス 一般原則の改定提案 (カナ ダ)	(1) チーズ一般規格 (CODEX C STAN A-6-1978, Rev.1- 1999, Amend-2003 の改 正) (2) 乳成分を非乳製品で代替 した製品 (3) 個別チーズ規格 (CODEXC STAN C の改 正) (4) デイリースプレッド規格 (5) プロセスチーズ規格 (CO
商品別部会	乳・乳製品	(1) 乳用語の使用に係る一般 規格 (2) 粉乳及びクリーム／パウ ダー規格 (3) ブラインクレーフチーズ規格 (4) バター規格 (5) 乳脂肪製品規格 (6) 無糖れん乳規格 (7) 加糖れん乳規格 (8) チーズ一般規格 (9) ホエイチーズ規格	・乳及び乳製品の成分規格等に 関する省令 (昭和 26 年 12 月 27 日、厚生省令第 52 号)	

	(10)品種名付きプロセスチーズ及びスプルーフ ロセスチーズ規格	DEXC STAN A-08-1978 の改正)	(6) ホエイチーズ (7) 乳・乳製品のための輸出証 明書モデル案
	(11)プロセスチーズ及びスプ ルーフプロセスチー ズ規格	(8) 発酵乳規格における添加 物リスト (9) パルメザンチーズ (10)乳製品の分析及びサンプ リング方法	
	(12)プロセスチーズ調製品(ブ ロセスチーズフード及び プロセスチーズスプレッ ド) 規格	(11)エキストラハードグレイ ティングチーズ規格の改 正	
	(13)クリーム及び調整クリー ム規格	(12)発酵乳飲料 (fermented Milk Drink) (13)クリーム及び調整クリー ム類規格の食品添加物リ スト (14)たんぱく質換算係數 (15)ホエイパウダー規格	
	(14)発酵乳規格 (15)ホエイパウダー規格 (16)食用カゼイン規格 (17)チエダ規格 (18)ゴーダ規格 (19)カッテージチーズ及びク リームカッテージチーズ 規格 (20)カマンベール規格 (21)他に 12 の個別チーズ規格 (22)コーテックス乳・乳製品衛 生取扱規範 (23)衛生規範ラクトペーオキ シダーゼの使用による生 乳保存のガイドライン	(12)発酵乳飲料 (fermented Milk Drink) (13)クリーム及び調整クリー ム類規格の食品添加物リ スト (14)たんぱく質換算係數 (15)ホエイパウダー規格の修 正	
	(24)アッブルソース缶詰の規 格改正 (24thCAC で採択 A LINORM 01/27, Appendix ix II)	(1) 潰物製品の規格 (ステップ 7) (2) 加工トマト濃縮物 (ステッ プ 4)	・農産物缶詰及び農産物瓶詰の 日本農林規格 (平成 14 年 7 月 24 日)
	(2) 梨缶詰の規格改正 (24thCA C で採択 ALINORM 01/2 7, Appendix III)	(3) トマト缶詰 (ステップ 4) (4) 野菜缶詰 (ステップ 4)	・果実飲料の日本農林規格 (平成 10 年 7 月 22 日)
	(3) キムチの規格 (24thCAC で 採択 ALINORM 01/27, Appendix IV)	(5) ジャム、ジェリー、マーマ レード (ステップ 4) (6) しょうゆ (7) 柑橘類缶詰	・農産物漬物の日本農林規格 (平成 17 年 11 月 14 日)
加工果実野菜			

<p>(4) たけのこ缶詰の規格 (26th CACで採択ALINORM 3/27, Appendix II) (分析・サンプリング方法で2カ所修正)</p> <p>(5) ストーンフルーツ缶詰の規格 (26thCACで採択ALINORM 3/27, Appendix III)</p> <p>(6) 果実缶詰の充填液のガイヤドライン (26thCACで採択ALINORM 3/27, Appendix IV)</p> <p>(7) 水溶ココナッツ製品－ココナッツミルク及びココナッツクリームの規格 (26thCACで採択ALINORM 3/27, Appendix V)</p>	<p>(8) その他</p>	<p>*水産物缶詰及び水産物瓶詰の 日本農林規格 (平成9年3月 27日)</p>	<p>(1) 製品規格</p> <p>①急速冷凍生鮮イカ ②塩蔵及び塩干魚 ③サケ缶詰 ④急速冷凍魚類 ⑤エビ類缶詰 ⑥急速冷凍フィッシュ ⑦マグロ及びカツオ缶詰 ⑧カニ肉缶詰 ⑨急速冷凍エビ ⑩イワシ類缶詰 ⑪急速冷凍ロブスター ⑫魚類缶詰 ⑬急速冷凍フィッシュ・プロック等 ⑭急速冷凍フィッシュ・ステイック及びフライ製品</p> <p>(2) 取扱規範</p> <p>①急速冷凍食品製造及び取扱</p>

<p>②急速冷凍食品の温度測定方法</p> <p>③鮮魚 ④魚類缶詰 ⑤冷凍魚類 ⑥エビ類 ⑦貝類 ⑧ロブスター ⑨燻製魚製品 ⑩塩蔵魚 ⑪機械採肉魚肉ミンチ ⑫カニ ⑬魚介類の官能検査ガイドライン</p>	<p>(2) 取扱規範「統合版魚類水産製品取扱規範案」</p> <p>ステップ 8 : 総論部分、鮮魚冷凍／落と身、缶詰、冷凍すり身、イカ／タコ、エビ類、フライ製品、輸送、小壳り、養殖、塩蔵魚</p> <p>ステップ 5 : 二枚貝類、ロブスター、カニ</p> <p>ステップ 4 : ホタテ貝柱</p> <p>ステップ 3 : 燻製</p> <p>(3) 今後の検討事項 (CAC での承認を待つて)</p> <p>①フィッシュ・ソースの規格案 (タイ／ベトナム提案) ②フィッシュ・スティックにおける新規魚種の塩素量換算係数 (タイ提案) ③生鮮冷凍アワビの規格案 (南ア提案)</p>	<p>(2) 取扱規範「統合版魚類水産製品取扱規範案」</p> <p>ステップ 8 : 総論部分、鮮魚冷凍／落と身、缶詰、冷凍すり身、イカ／タコ、エビ類、フライ製品、輸送、小壳り、養殖、塩蔵魚</p> <p>ステップ 5 : 二枚貝類、ロブスター、カニ</p> <p>ステップ 4 : ホタテ貝柱</p> <p>ステップ 3 : 燻製</p> <p>(3) 今後の検討事項 (CAC での承認を待つて)</p> <p>①フィッシュ・ソースの規格案 (タイ／ベトナム提案) ②フィッシュ・スティックにおける新規魚種の塩素量換算係数 (タイ提案) ③生鮮冷凍アワビの規格案 (南ア提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マーガリン類の日本農林規格 (昭和 60 年 6 月 22 日) ショートニングの日本農林規格 (平成 3 年 8 月 1 日) <ul style="list-style-type: none"> 精製ラードの日本農林規格 (平成 3 年 8 月 1 日) 食用精製加工油脂の日本農林規格 (昭和 54 年 10 月 12 日) 食用植物油脂の日本農林規格 (昭和 44 年 3 月 31 日) <p>①本規格で使用する食用油脂の定義について ②乳脂肪の含有率及び表示 ③食品添加物の取扱 ④表示</p>
		<p>油脂</p> <p>(1) 「個別規格に定めない油脂の一般規格」 (2) 「植物油の個別規格」 (3) 「食用動物油脂 4 種類の規格」(ラー油、レンダーポー油、ブレミージュ、牛脂) (4) 「マーガリン (& マリナード) の規格」→改正中 (5) 「バルクの貯蔵、輸送のガイドライン」 (6) 「バルクの油脂の貯蔵及び輸送に関する取扱規範における前項の禁止リスト」</p>	<p>(1) 植物油脂の個別規格の改正 ①オリーブ油の規格改正 ②新しい規格制定の検討 ①米ぬか油の規格化 ②ごま油の規格化 ③ファットスプレッド、ブレンドスプレッドの規格改正 ①本規格で使用する食用油脂の定義について ②乳脂肪の含有率及び表示 ③食品添加物の取扱 ④表示</p>

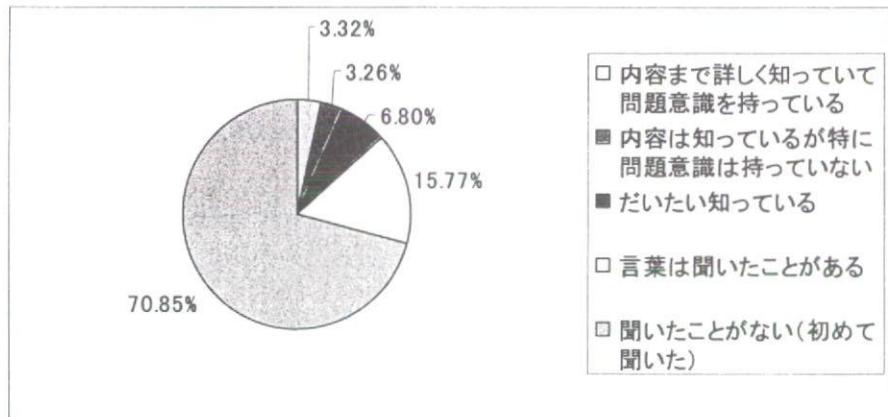
		<p>(5) 乳脂肪含有率</p> <p>(4) パルクでの食用油の保管、輸送に関する実施規範の表1の改訂素案</p> <p>(5) 特定植物油の改定のための基準に関するディスカッションペーパー</p>	<p>2005年度の第5回からは、第27回ココードックス総会で採択された2つの作業部会が活動中である。特別部会は4年以内にその作業を終了し、最終報告書を2009年に提出する。</p> <p>(1) モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則案</p> <p>(2) 組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン(付属文書「アレルギー誘発製品評価に関する添付資料」を含む)</p> <p>(3) 組換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン(付属文書「アレルギー誘発製品評価に関する添付資料」を含む)</p>	<p>・組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年05月01日、厚生省告示第233号)</p> <p>・組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準(平成12年05月01日、厚生省告示第234号)</p> <p>(1) 「組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」並びに「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン案」の附属文書として「栄養又は健康に資する組換えDNA植物由来食品の安全性評価(仮訳)」を策定することが合意され、各々に作業部会を設置。前者は日本とオーストラリアの共同主催、後者はカナダが主催。</p> <p>(2) “スタッフ”(掛け合わせ)遺伝子を含む植物の検討については、参加国等の</p>
特別部会	バイオテクノロジー応用食品	<p>1999～2003年の第1回～第4回まで、第23回ココードックス総会の採択を得て作業部会を設置し、以下の原則及び指針を策定。</p> <p>(1) モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則案</p> <p>(2) 組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン(付属文書「アレルギー誘発製品評価に関する添付資料」を含む)</p> <p>(3) 組換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン(付属文書「アレルギー誘発製品評価に関する添付資料」を含む)</p>	<p>2005年度の第5回からは、第27回コードックス総会で採択された2つの作業部会が活動中である。特別部会は4年以内にその作業を終了し、最終報告書を2009年に提出する。</p> <p>(1) モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則案</p> <p>(2) 組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン(付属文書「アレルギー誘発製品評価に関する添付資料」を含む)</p> <p>(3) 組換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン(付属文書「アレルギー誘発製品評価に関する添付資料」を含む)</p>	<p>・遺伝子組換え食品に関する品質表示基準(H12.3.31 農林水産省告示第517号)</p>

	<p>合意が得られず本特別部会の新規検討課題からは落とされた。いわゆる AP (Adventitious presence)、未承認遺伝子組換え食品の微量混入についても参加国等の合意が得られなかつたが、次回会議の議題とするかどうかを米国を中心に再検討することとなつた。</p> <p>(3) その他、「主要穀物の成分分析」、「遺伝子組換え食品の流通後のサーベイランス」及び「遺伝子治療又は組換えDNAワクチン接種が施された動物由来食品の安全性評価」の検討についても提案があつたが、作業部会設置の合意には至らず、各国提案が次回会議までにディスカッショングページを作成することとした。</p>
--	--

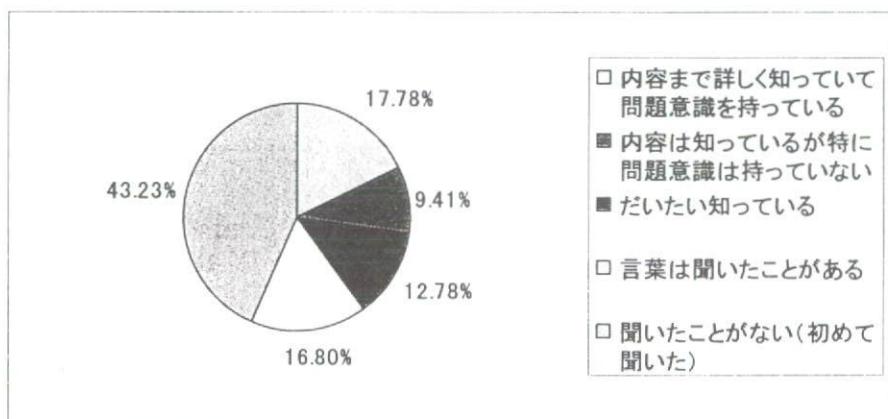
アンケート調査結果

○プレ調査結果 (n=1839)

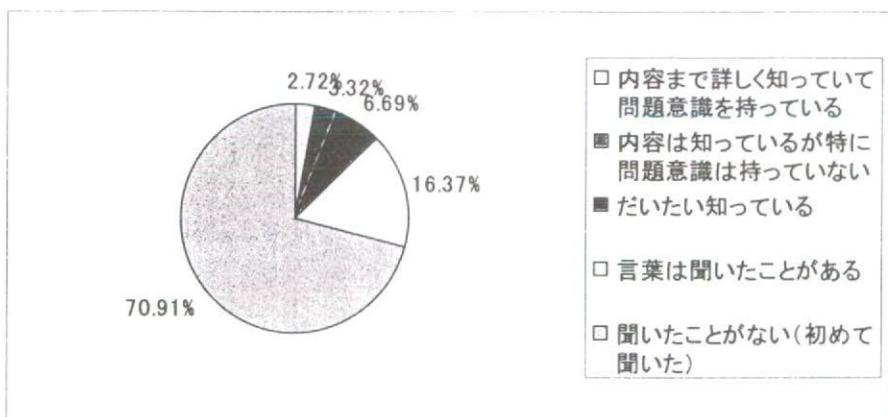
問 以下の言葉についてご存じですか。それぞれに関するお答えください。
コーデックス委員会



H A C C P



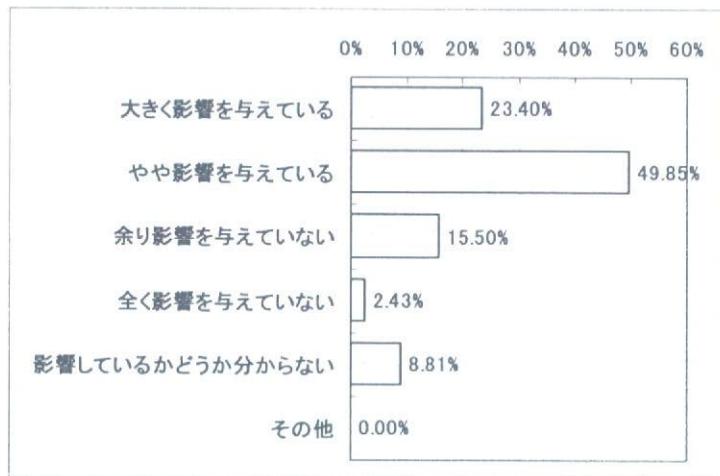
コーデックス国際規格のCCGP（一般原則部会）



○本調査結果 (n=329)

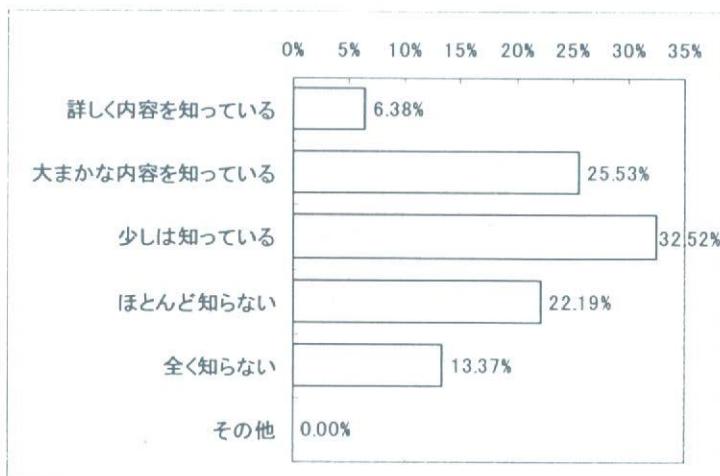
問 1-1

コーデックスの食品表示部会では、「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関する勧告」という活動を行っております。このコーデックス食品表示部会での決定事項は、各食品事業者に影響を与えたと思いますか。



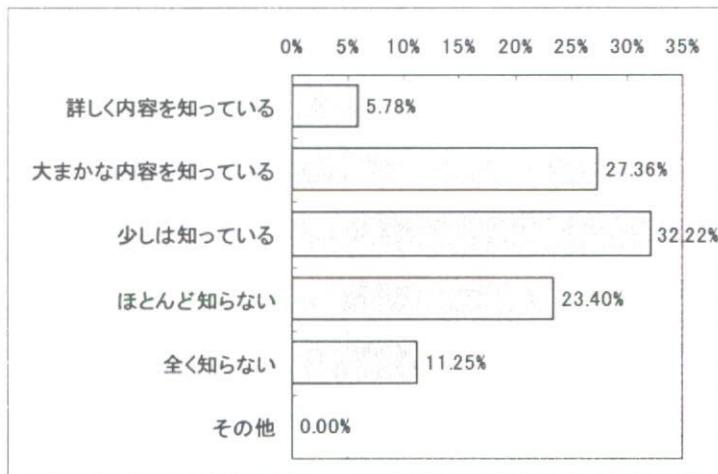
問 1-2

食品の表示で、以前は「製造（加工）年月日」と表示されていましたが、現在では「賞味期限」や「消費期限」という表示に切り替わっています。これは、コーデックス食品表示部会が決定したことがきっかけとなったことを知っていましたか。



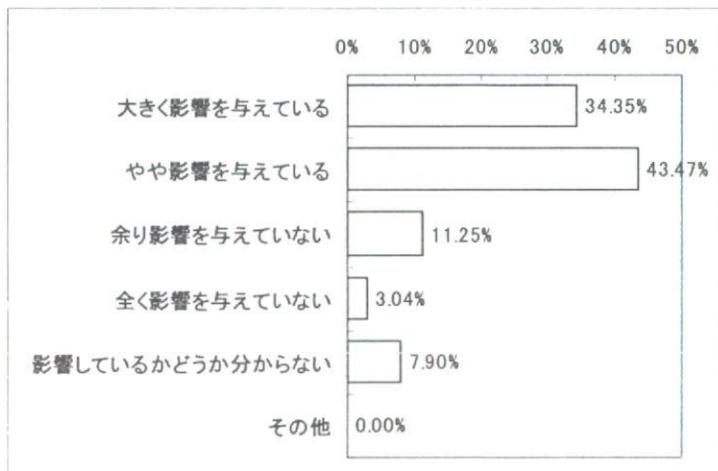
問 2-1

日本での食品の衛生基準であるH A C C Pの基準はコーデックス食品衛生部会が決定した項目がベースとなっていることを知っていましたか。



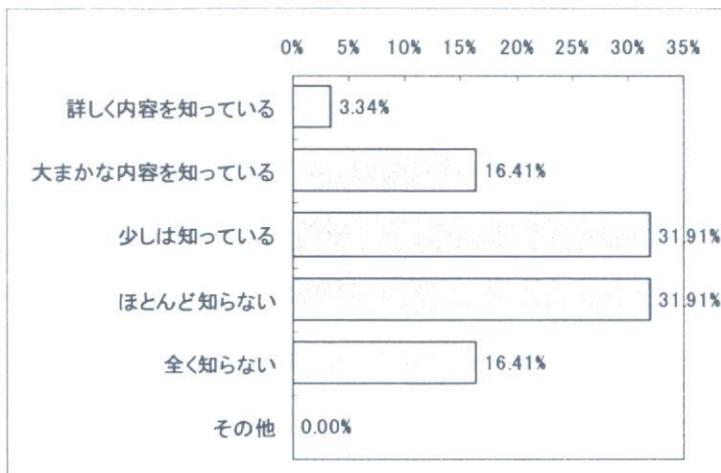
問 2-2

このコーデックス食品衛生部会での決定は、各食品事業者に影響を与えたと思いますか。



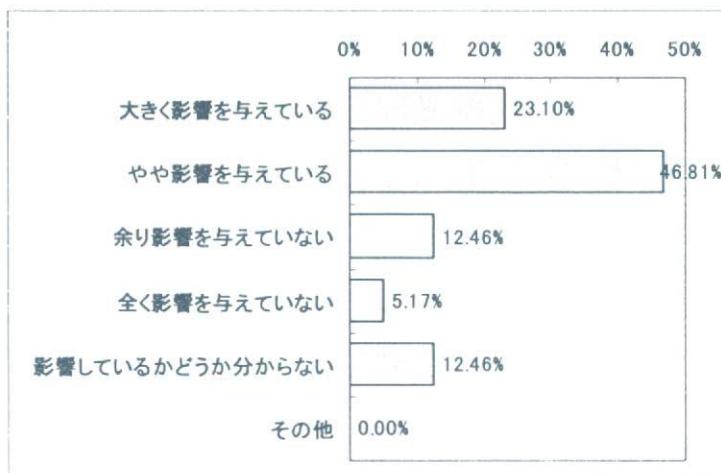
問 3-1

遺伝子組み換え食品の使用については、コーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会で決定したことがベースになっていることを知っていましたか。



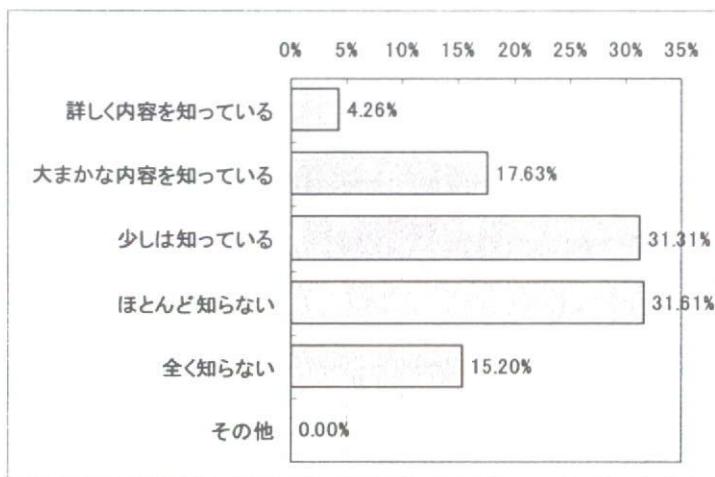
問 3-2

このコーデックスバイオテクノロジー応用食品特別部会での決定は、各食品事業者に影響を与えたと思いますか。



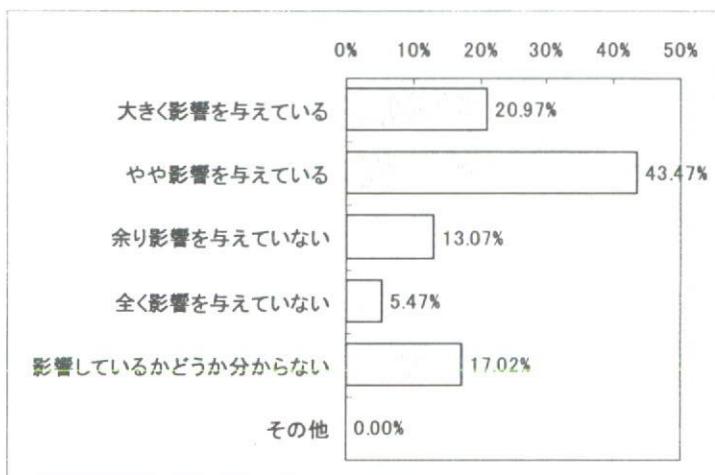
問 4-1

特定機能食品の表示方法については、コーデックス栄養・特殊用途食品部会で決定された内容がベースになっていることを知っていましたか。



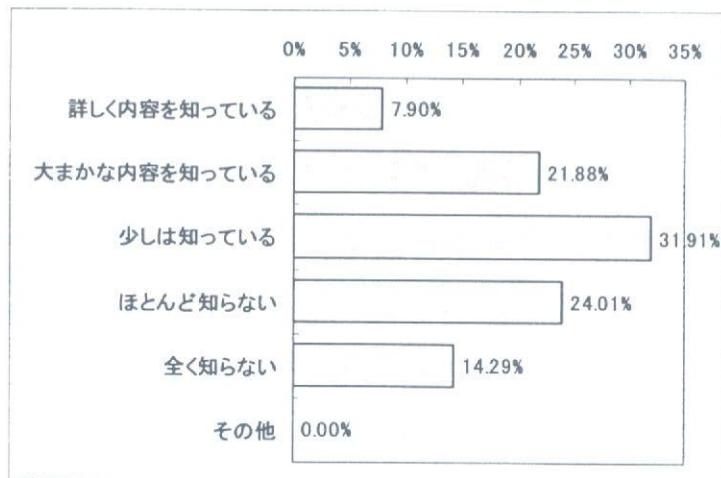
問 4-2

このコーデックス栄養・特殊用途食品部会での決定は、各食品事業者に影響を与えたと思いますか。



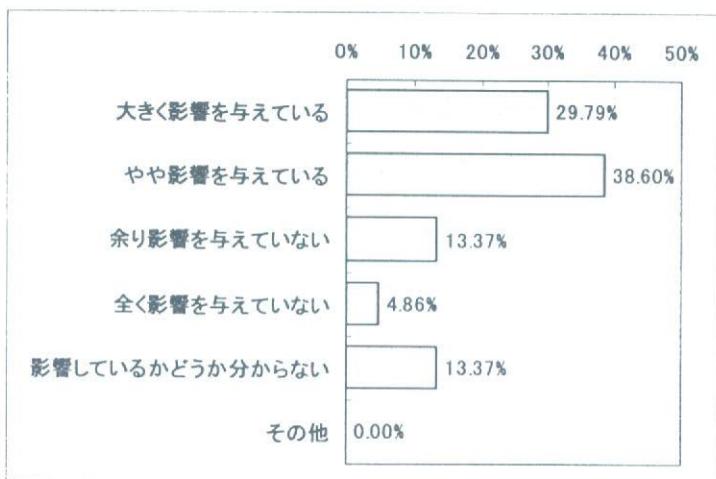
問 5-1

日本における食品添加物の規格基準については、コーデックス食品添加物部会での合意事項がベースになっていることを知っていましたか。



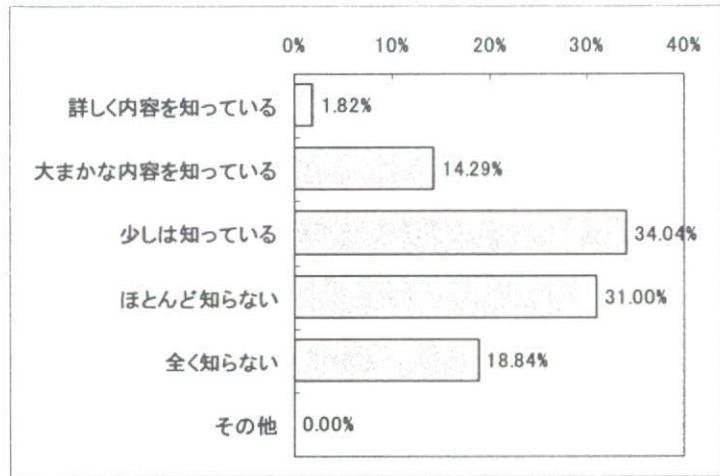
問 5-2

このコーデックス食品添加物部会での決定は、各食品事業者に影響を与えたと思いますか。



問 6-1

日本の食品の輸出入に関する検査は、コーデックス食品輸出入検査証明システム部会のガイドラインがベースになっていることを知っていましたか。



問 6-2

このコーデックス食品輸出入検査証明システム部会での決定は、各食品事業者に影響を与えたと思いますか。

